

京都市動物園事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年5月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第17号

京都市動物園事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市動物園事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「担当係長」の右に「，主席研究員」を加える。

第3条中第7項を第8項とし，第6項を第7項とし，第5項の次に次の1項を加える。

6 主席研究員は，上司の命を受け，重要な専門事項の研究に係る事務を処理し，補佐職員があるときは，これを指揮監督する。

第4条第2項中「又は担当係長」を「，担当係長又は主席研究員」に改める。

第6条中「及び担当係長」を「，担当係長及び主席研究員」に改める。

附 則

この規則は，平成29年6月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)